

(趣旨)

第1条 この規程は、市が発注する建設工事及び業務等（以下「工事等」という。）に係る競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審査申請書の提出)

第2条 市が発注する工事等の競争入札等に参加しようとする者は、仙北市競争入札参加資格審査申し込み要領により、仙北市競争入札参加資格者名簿に登録されなければならない。

2 前項の規定のほか、市が一般競争入札により発注する建設工事（以下「市工事」という。）に参加しようとする者は、建設工事入札資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による審査申請書の様式及び添付書類は、仙北市競争入札参加資格審査申し込み要領に定めるものとする。

4 市長がやむを得ないと認める場合において、第1項に規定する登録については省略することができる。

(審査申請書の受付)

第3条 前条第1項に定める定期審査申請書の受付は2年に1回とする。

2 審査申請書の有効期限は、次の審査年の4月30日までとする。

(等級格付等)

第4条 建設業者の等級格付については、秋田県建設業者等級格付名簿に準ずる。

2 測量業者の技術者保有数の区分については、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準に準ずる。

(指名の基準)

第5条 競争入札等に参加させる者は、仙北市競争入札参加資格者名簿より選定する。

2 市工事の競争入札等については、前項の規定のほか、入札に付する市工事の設計金額に対応する別表に定める等級別発注標準表の等級に格付された者のうちから指名する。ただし、必要がある場合は、当該等級に格付された者のほか、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に格付された者のうちから指名することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に付する市工事の請負

対応額に格付された者以外の者を指名することができる。

- (1) 災害等により、緊急を要する工事を施工するとき。
- (2) 舗装工事、橋りょう工事、建築工事、水道施設工事、管渠工事その他特別の施設又は技術を必要とする工事を施工するとき。
- (3) 継続工事、関連工事等の施工その他特別な理由があると認められるとき。

4 前2項の規定による指名に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 信用度
- (2) 工事成績
- (3) 手持工事の状況
- (4) 当該工事の地理的条件

5 測量業務の競争入札に参加できる者は、仙北市競争入札参加資格者名簿より選出することとし、設計金額による業務区分は行わないものとする。

6 土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務及び環境調査業務委託（以下「建設コンサルタント等委託業務」という。）の競争入札に参加できる者は、仙北市競争入札参加資格者名簿より選出することとし、設計金額による業務区分は行わないものとする。

（指名審査会）

第6条 指名業者の選定等について審議するため、指名審査会を置く。

2 指名審査会は、次の事項を審議又は報告を求めるものとする。

- (1) 設計額が130万円を超える市工事における指名業者の選定及び条件付一般競争入札における入札参加資格の審議
- (2) 設計額が500万円を超える委託業務における指名業者の選定及び条件付一般競争入札における入札参加資格の審議
- (3) 設計額が500万円を超える修繕における指名業者の選定及び条件付一般競争入札における入札参加資格の審議
- (4) 設計額が50万円を超える建設コンサルタント等委託業務における指名業者の選定及び条件付一般競争入札における入札参加資格の審議
- (5) その他、指名審査会委員長が必要と認める事項

3 指名審査会の構成は、次のとおりとする。

委員長 副市長

委員 総務部長、市民福祉部長、観光商工部長、農林部長、建設部長、教育部長、契約検査室長

4 委員長は、前項の委員のほか必要と認めるときは、職員の中から常時又は臨時に委員を任命することができる。

5 委員長は、会務を総理し、会議を招集し、会議の議長となる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務部長の職にある委員がその職務を代行する。
総務部長に事故があるとき、又は欠けたときは、市民福祉部長が委員長の職務を代行する。

7 指名審査会の庶務は、契約検査室において行う。

(指名停止)

第7条 市長は、指名業者が別に定める仙北市建設工事入札参加者指名停止基準に該当する場合は、指名審査会の審議を経て、当該指名業者に対し、2週間以上12か月以内の期間を定めて指名を停止することができる。

(入札結果等の公表)

第8条 市長は、第6条第2項第1号に規定する入札結果の公表については、契約締結後、速やかに行うものとし、第6条第2項第2号に規定する入札結果の公表については、仙北市財務規則（平成17年規則第38号）第115条の2第2項に定めるとおりとする。

2 前項の公表の方法は、入札調（様式第2号）による閲覧及び市ホームページに掲示する方法又は仙北市財務規則及び随意契約ガイドラインの規定によるものとする。ただし、電子入札により執行する場合にあっては、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

3 閲覧者は、入札結果等閲覧者名簿（様式第1号）に住所、氏名を記入するものとする。

4 閲覧期間は、契約締結の日から起算して1年間とする。

(予定価格の事前公表)

第9条 予定価格の事前公表は、指名通知への掲載又はその他の方法によるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年9月20日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日訓令第4号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第18号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日訓令第24号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第14号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日訓令第25号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日訓令第9号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日訓令第5号）

この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日訓令第6号）

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成29年9月1日訓令第8号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成29年9月15日訓令第10号）

この訓令は、平成29年9月15日から施行する。

附 則（平成31年3月25日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月14日訓令第1号）

この訓令は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和2年4月13日訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月13日から施行する。

別表（第5条関係）

等級別発注標準表

工種 等級	土木工事一式	建築一式工事	舗装工事	左記以外 の工事
A	制限なし	制限なし (2,000万円～ 4,000万円未満を 含む)	制限なし (2,000万円未満を含む)	制限なし
B	1,000万円～ 3,000万円未満	1,000万円～ 4,000万円未満	2,000万円未満	
C	1,000万円未満	2,000万円未満	C級格付なし	